



甲 都 審 第 1 号
平成 25 年 (2013 年) 1 月 17 日

甲賀市長 中嶋 武嗣 様

甲賀市都市計画審議会
会長 黒崎 道雄



甲賀市景観計画の決定 (案) について (答申)

景観法第9条第2項に基づき、平成25年(2013年)1月10日付け、甲都計第1003号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、下記意見を付して都市計画の上から適当と認めます。

記

1. 景観まちづくりは行政からの積極的な働きかけが重要ですので、計画の周知を徹底するとともに市民主体の活動事例などを積極的に公開することで、取り組みの広がりやつながりに配慮してください。
2. 景観計画が実現するよう確実な運用に努めるとともに、各種計画や法令等と十分調整し総合的に取り組めるものとしてください。
3. 景観まちづくりにあたっては、自然環境や生態系等にも十分配慮してください。
4. 景観まちづくりは、未来にわたって子どもたちに伝えていく大切なものなので景観教育に努め、計画の運用にあたっては幅広い世代から意見を聴きながら推進してください。